

原 安 第 6 1 6 号
平成 29 年 1 月 17 日

玄海原発対策住民会議 会長 藤浦皓 様
玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
代表 石丸初美 様
玄海原発反対からつ事務所 代表 北川浩一 様
原発を考える鳥栖の会 代表 野中宏樹 様
原発なくそう！九州玄海訴訟原告団
原告団長 長谷川照 様
佐賀県原発問題対策協議会 会長 河西龍太郎 様
さようなら原発 1000 万人アクション佐賀県実行委員会
委員長 原口郁哉 様
さよなら原発！佐賀連絡会 代表 豊島耕一 様
プルサーマルと佐賀県の 100 年を考える会
共同世話人 野中宏樹 様

佐賀県知事 山口 祥義

質問事項に対する回答について

2016年12月26日付けで提出のあった質問事項について、別紙のとおり回答します。

2016年12月26日付け質問事項への回答について

【質問事項】

1. 専門部会委員の選定の具体的な基準および、各委員のこれまでの県とのかかわり、玄海原発に関する知見、専門的にどのようなアドバイスを期待しているのか。

(答)

- 専門部会は、県が国の審査結果について確認していくに当たって、高度な専門知識を要する部分があることから、専門家の方々から技術的なアドバイスをいただくことを目的としており、その専門部会の趣旨にふさわしい方に委員をお願いしました。
- 具体的には、現在、県では環境放射能の監視に関する指導、助言を受けるための佐賀県環境放射能技術会議（技術会議）を設置しており、委員は既に玄海原発についての一定の知見を有していることから、この技術会議委員を中心として専門部会の委員を選定し、さらにこの技術会議の委員にはいらっしやらない地震学、地震工学分野の専門家の方にも就任をお願いしました。

2. 部会全体としての第三者性の確保が必要と考えたか。それが確保されたと考えるか。

(答)

- 専門部会では、専門家の方に純粋に技術的アドバイスをいただくこととしており、この専門部会の趣旨にふさわしい方として、原子炉工学、核燃料工学、地震工学などの分野の専門家に就任をお願いしたものです。

3. 各委員について利益相反*に関するチェックをしたか。その基準と実施の内容を答えて下さい。

* 公平な判断という県民全体の利益と、九州電力や電力業界、原子炉メーカー等の利益との間の相反関係。

(答)

- 委員の選任にあたっては、欠格要件を定め、該当していないかご本人に確認していただいております。
- 欠格要件は、国（原子力規制委員会）の要件と同様としました。
具体的には、次のいずれにも該当しないこととしています。
 - 1 破産手続きの決定を受けて復権を得ない者
 - 2 禁固以上の刑に処せられた者
 - 3 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者若しくは核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくはこれらの者の使用人その他の従業者
 - 4 前号に掲げる者の団体の役員又は使用人その他の従業者

4. 原子力規制委員会の技術評価検討会委員である守田氏が委員に含まれるのは、審査書を評価する立場としてはふさわしくないのではないか。

(答)

- 専門部会は、県が国の審査結果について確認していくに当たって、高度な専門知識を要する部分があることから、専門家の方々から技術的なアドバイスをいただくことを目的としており、委員に審査書を評価していただくものではありません。
- いずれにしても、上記のような専門部会の趣旨・目的に沿ったふさわしい方に就任いただいたものと考えています。